

再生医療JAPAN2024

共同出展企業の募集

神戸市 医療産業都市部

神戸医療産業都市では、「再生医療 JAPAN 2024」に神戸医療産業都市ブースの設置を予定しており、共同出展企業を募集いたします。

◆再生医療 JAPAN 2024 概要◆

「再生医療 JAPAN 2024」は、アジア最大級のバイオパートナーリングイベント「BioJapan」と同時開催される展示会です。「再生医療 JAPAN 2024」は、最先端の研究・成果・製品・技術が出揃う展示会だけではなく、多くの国際セミナーの開催、またマッチングシステムを使った商談の実施を通して“再生医療”を世界に発信していくことを目的とした展示会です。

- 日 時 令和6年10月9日(水)～10月11日(金)
- 場 所 パシフィコ横浜
- 主 催 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム
一般財団法人バイオインダストリー協会
株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
- 出展者数 出展社 1,040 社・団体 (2023 年度実績)
- 来場者数 16,138 人 (2023 年度実績)
- 公式HP <https://jcd-expo.jp/ja/>

「神戸医療産業都市ブース」出展者募集要項

- (1) 募集社数： 4 社 (予定) ※変更となる場合がございます
神戸市が出展する「神戸医療産業都市」ブース (約 18 m²) での共同出展となります。
※ブースレイアウト、展示台デザインは神戸市が決定
- (2) 出展対象： 神戸医療産業都市に拠点を設置 (あるいは9月末までに拠点の設置を予定) している企業
- (3) 募集期間： 令和6年5月17日(金)から令和6年6月7日(金) 17:00 まで (データ必着)
- (4) 応募要件： 神戸医療産業都市の進出企業であること
再生医療の研究等を推進していること
展示会期間中はマッチングの面談時間を除いて、担当者を常駐できること
- (5) 各社の展示スペース
 - ・パネル展示スペース： A 1 サイズ程度
 - ・展示台： 横幅 1 m 程度、奥行き 50cm 程度 (予定)
- (6) 出展企業にご負担いただく費用
 - ・共同出展料 **大企業 10 万円 / 中小企業 3 万円** ※詳細は【備考】をご参照ください

※共同出展企業決定後、共同出展社都合によるキャンセルの場合、返金はありません。

※なお共同出展料は展示会終了後に請求予定ですが、期限までに納付されない場合、遅延利息 (年 3%) がかかる場合がございます。

※会場使用料、基本装飾 (社名表示版・壁・カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、マッ

グアアカウント1名分費用、基本備品（展示台・スポットライト・コンセント等）の費用等、神戸市負担分の費用に充当いたします。

- ・神戸市負担以外の全ての費用（旅費、宿泊費、製品/パネル製作費、配付物作製費、輸送費、出展に関わる保険料・追加分のマッチングアカウント費用等）

(7) 神戸市が負担する費用

- ・会場使用料および基本装飾（社名表示版、壁、カーペット）、基本的な電気代及びその工事費、基本備品（展示台、スポットライト、コンセント等）

(8) 出展にかかわる連絡事項等

- ・「マッチングシステム」利用による商談がメインの展示会になります。

(9) お申し込み

- ・申込書と株主構成・資本金・従業員数がわかる資料を、下記提出先にE-Mailでご提出ください。

<申込書ご提出・お問い合わせ先>

神戸市 医療産業都市部 （担当：高田・楊・花房）

電話：078-322-6341 FAX：078-322-6115 E-Mail：kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp

※提出後は必ず、078-322-6341（高田、楊、花房）まで、お電話をお願いいたします。

（令和6年6月7日（金）17:00 必着）

※メールの容量は5MB以下です。容量を超えてお申込みをされた場合は無効となりますのでご注意ください。

- ・出展目的や展示予定品をできるだけ具体的にご記入ください。
- ・応募多数の場合は、抽選もしくは申込書記載内容や他展示会への共同出展の有無に基づき、出展企業を選定させていただきますことがあります。（出展企業の選定のため、申込書記載内容以外にも追加で確認させて頂く場合がございます）

※今回ご出展いただいた場合、令和6年度の他の展示会で応募多数となった際に、ご出展いただけないことがありますので予めご了承ください。

※やむを得ない事情により神戸市の判断で出展を取り止めた場合、共同出展料は返金いたしますが、パネル製作費・保険料等、企業負担にて発生した費用の補償はございません。

・出展の可否は、6月下旬を目途に全てのお申し込み企業様にお知らせいたします。

【備考】

※中小企業とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者。ただし、大企業が実質的に経営に参画しているもの（以下「みなし大企業」※という。）を除く。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものとする。

7. 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業。
4. 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業。
9. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

※中小企業等経営強化法第2条第1項における「常時使用する従業員の数」とは、申請者が雇用する労働者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告を必要とする労働者の数とする。

●参考：中小企業庁ホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）